

平成22年第4回西郷村議会定例会

議事日程（4号）

平成22年12月10日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第67号 西郷村集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第68号 平成22年度西郷村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 3 議案第69号 平成22年度西郷村墓地特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第70号 平成22年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第71号 平成22年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第72号 平成22年度西郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第73号 平成22年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第74号 平成22年度西郷村介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第75号 平成22年度西郷村水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第76号 平成22年度西郷村工業用水事業会計補正予算（第2号）
- 追加日程第1 議案第77号 安全・安心な学校づくり交付金事業平成22・23年度債務負担行為西郷第一中学校屋内運動場改築工事（建築本体）請負契約について
- 追加日程第2 議案第78号 平成22年度西郷村一般会計補正予算（第4号）
- 追加日程第3 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第11 請願・陳情に対する委員長報告

◇産業建設常任委員会

陳情第 3号 羽太グリーンタウン造成工事に伴う残土排出物処分による原状回復工事の陳情書

請願第11号 TPPの参加に反対する請願

◇文教厚生常任委員会

請願第 8号 高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書の採択を求める請願書

請願第 9号 後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める請願書

請願第10号 最低保障年金制度の制定を求める意見書の採択を求める請願書

陳情第 4号 患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書の採択を求める陳情書

- 陳情第 5号 肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する陳情書
- 日程第12 発議第10号 最低保障年金制度の制定を求める意見書の提出について
- 日程第13 発議第11号 TPPの参加に反対する意見書の提出について
- 日程第14 発議第12号 肺炎球菌ワクチン（23価ワクチン）への公費助成に関する意見書の提出について
- 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第16 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第17 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第18 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第19 例月出納検査結果報告
- 追加日程第4 動議 年末年始の飲酒運転は絶対に禁止する
- 日程第20 閉会

・出席議員（18名）

1番	佐藤厚潮君	2番	岩科弘純君	3番	南館かつえ君
4番	藤田節夫君	5番	金田裕二君	6番	仁平喜代治君
7番	秋山和男君	8番	徳田進君	9番	小林重夫君
10番	白岩征治君	11番	矢吹利夫君	12番	上田秀人君
13番	森健一君	14番	後藤功君	15番	大石雪雄君
16番	室井清男君	17番	鈴木宏始君	18番	高木信嘉君

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	真船和憲君
参事兼 総務課長	秋田勝雄君	税務課長	大平一美君
参事兼 住民生活課長	森下富夫君	福祉課長	君島喜弘君
健康推進課長	円谷文雄君	商工観光課長	渡辺文雄君
農政課長	金田勝義君	建設課長	高橋廣志君
企画調整課長	金田昭二君	参事兼 上下水道課長	近藤富美雄君
参事兼 学校教育課長	真船秀典君	生涯学習課長	須藤清一君
農業委員会 事務局長	皆川博三君		

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	水野由次	庶務兼議事係長	藤田哲夫
主任主査	池田早苗		

◎開議の宣告

○議長（高木信嘉君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎追加日程の議決

○議長（高木信嘉君） 日程に入るに先立ち、議長より報告がございます。

ここで、議案3件が追加提案されました。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 異議なしと認めます。

◎休議の宣告

○議長（高木信嘉君） それでは、議案を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

（午前10時00分）

◎再開の宣告

○議長（高木信嘉君） 再開いたします。

（午前10時01分）

○議長（高木信嘉君） 配付漏れはございませんか。（なし）

◎追加議案の上程（議案第77号～第78号、諮問第3号）

○議長（高木信嘉君） それでは、追加提案されました議案3件につきましては、日程第10の次に追加日程第1，議案第77号、追加日程第2，議案第78号、追加日程第3，諮問第3号とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 異議なしと認めます。

それでは、追加日程第1，議案第77号より追加日程第3，諮問第3号までの案件を一括上程いたします。

職員に議案を朗読させます。議会事務局長。

（事務局長、議案書により朗読）

○議長（高木信嘉君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（高木信嘉君） 続いて、提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 本日、提案をいたしますのは、議案第77号「安全・安心な学校づくり交付金事業平成22・23年度債務負担行為西郷第一中学校屋内運動場改築工事（建築本体）請負契約について」ほか補正予算が1件、諮問が1件の計3件でございます。

まず、議案第77号「安全な学校づくり交付金事業平成22・23年度債務負担行為西郷第一中学校屋内運動場改築工事（建築本体）請負契約について」でございます

が、西郷第一中学校屋内運動場改築工事の請負契約締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

次に、議案第78号「平成22年度西郷村一般会計補正予算（第4号）」についてであります。平成23年度で要望しております防衛省の補助事業が今年度前倒しで採択される見通しとなりましたので、白河布引山演習場周辺道路改修事業費等で720万円の増額補正を行おうとするものでございます。今定例会には、既に一般会計補正予算（第3号）を上程しておりますが、急きよ事業採択が可能となったため、会期中の追加提案となりました。ご理解のほどを、お願い申し上げます。

次に、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」のご説明を申し上げます。現在、本村では6名の人権擁護委員の方が委嘱されておりますが、そのうち真船善一郎氏が平成23年3月31日をもって任期満了となりますので、再度委員に推薦したく議会の意見を求めるものでございます。真船善一郎氏は、他の委員の皆様とともに特設人権相談所の開設や人権擁護に関する啓発など、民間や公務員、青少年育成等の経験を十分に生かして、その任にあたってまいりました。温厚な人柄から、地元での信望も厚く、行政区の役員も務められているところでございます。今後、更に人権擁護推進のためご尽力をいただけるものと考えておりますので、再度候補者として推薦することについて議会の意見を求めるものでございます。

以上、本日追加提案をいたしました案件のご説明を申し上げましたが、細部につきましては担当課長よりご説明いたさせますので、ご審議のうえ、ご議決、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高木信嘉君） 提出議案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎追加議案に対する細部説明

○議長（高木信嘉君） 続いて、議案第77号に対する細部説明を求めます。建設課長。
（建設課長、議案書により細部説明）

○議長（高木信嘉君） 続いて、議案第78号に対する細部説明を求めます。総務課長。
（総務課長、議案書により細部説明）

（不規則発言あり）

○総務課長（秋田勝雄君） 分かりました。注意します。ありがとうございました。

○議長（高木信嘉君） 細部説明が終わりました。

それでは、本日の日程に入ります。

◇

◇

◇

◎議案第67号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君） 日程第1、議案第67号に対する質疑を許します。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第67号「西郷村集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高木信嘉君） 挙手全員であります。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議案第68号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第2、議案第68号に対する質疑を許します。

16番室井清男君の質疑を許します。

○16番（室井清男君） 一般会計に対して質疑をいたします。

別に議長から簡単明瞭にという言葉はなかったんでありまして、だから複雑多岐にわたって質疑をいたしますので、よろしく願います。

説明書の43ページ、ここに22年度の米価特別支援金利子補給事業補助金ということが出されておりますが、これ説明願いたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 農政課長。

○農政課長（金田勝義君） 16番室井議員のご質疑にお答えをいたします。

予算書43ページの3、第6款第3号の農業振興費の19負担金補助及び負担金の中の平成22年度米価特別支援資金利子補給事業補助金の内容についてというご質問でございますが、この補助金は、本年の米価下落にかかります農家の経済支援施策でございます。内容としましては、白河農業協同組合が米価下落によります農家経済支援のために独自に創設した資金でございます。この資金が最高限度額、個人で200万円、利子が年利1%ということでございますので、村といたしまして農家経済の支援のために、この1%分の利子補給をするということによって予算を3万8,000円計上いたしております。

○議長（高木信嘉君） 16番室井清男君の質疑を許します。

○16番（室井清男君） ただいまの説明によりますと、利子の分としてここに付けられているのは分かるんですが、今申されました金額というものは、これは農協が定めている貸出金全体の利子というものが、こうなるわけなんですか。

○議長（高木信嘉君） 農政課長。

○農政課長（金田勝義君） 室井議員のご質疑にお答えいたします。

予算に計上いたしました3万8,000円という金額の根拠でございますが、米をいわゆる出荷している農家ですね、これが私どもの集計では380戸ございまして、計算といたしましては、この380戸から国の戸別所得補償制度に加入している農家数44戸を差し引きまして、そうしますと336戸ですか、この農家数に対して借り入れの想定数ですね、これを5%というふうに見込みました。そうしますと、ピタリではありませんが、15戸。15戸の農家が限度額200万円いっぱいではなくて

100万円程度、1戸100万円を借り入れた場合を計算いたしまして、この資金が11月から始まりまして1月までということですので、今年度の借入期間は3か月ということになりますので、この3か月分、15戸の100万円を借りた場合の3か月分の利息ということを計算いたしまして、3万7,500円、で予算としては3万8,000円を計上しております。

○議長（高木信嘉君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） そうしますと、336戸というものが結局米を出荷している農家であることなんでしょうか。

○議長（高木信嘉君） 農政課長。

○農政課長（金田勝義君） 室井議員のご質問ですが、私どもの集計ではそういう数字になります。

○議長（高木信嘉君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 多分、この数字は恐らく農協に出荷されたものだけの数字ではないかと、こう思うんですよね。米穀業者がだいたいおるんですが、そこに売られた方は、これどういうことになるんですか。この戸数に入らないんですか。

○議長（高木信嘉君） 農政課長。

○農政課長（金田勝義君） 室井議員のご質疑にお答えいたします。

ちょっと先ほどの答えが足らなかったと思うんですが、380戸の出荷戸数の内訳としましては、JA白河、白河農協分に出荷している方が318戸、それから斎藤商店というところが38戸、松本米穀店が11戸、白河精米工業が13戸、で合わせまして380戸ということでございます。

○議長（高木信嘉君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） ただいま申された以外に出荷した方は、この中ではどう対処されるんですか。例えば、今ここに業者名ずうっと申されましたね。そうすると、そのほかにまた米を売られているところがたくさんあるわけですよ。そういったところは、どのような形でつかみ取っているのか、もしつかみ取っておられるとしたらば、これは説明願いたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 農政課長。

○農政課長（金田勝義君） お答えいたします。

今申し上げました白河農協以下380戸以外の出荷した農家数については、農政課といたしましては把握しておりません。確かにあるのは事実だと思います。個人的に売買されている方とか、あるいは最近インターネット等を通じて販売されている方とかは事実いるとは思いますが、それらの数に対しては何戸あるか、何俵出したかという数字は私どもの方ではとらえきれませんので把握しておりません。

○議長（高木信嘉君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 課長さん、今度は村長に伺います。村長より課長の方が偉くなっちゃったんでは、これ申し訳ない話だから。ここで村長にお伺いしますが、経済というもの、これ農業経済なんていうのはまさしくこれ難しい問題であってですね、経

済というものは需要と供給のバランスなんですよ、需要と供給の。結局そのバランスが崩れるとアンバランスということになって、経済が成り立たなくなるわけなんですね。それで、ここでもって金利補てんも議案が出されるとするならば、今の村長、どのように農業経済を見ているんですか、これは分かりませんが、今、米作農家であって、この米価の大暴落、これはどこから出発しているんだと、米価大暴落かけたのは主としたら農協なんですよ、全農なんですよ。全農が民主党に対して戸別補償の金を出させた。その見返りに全農が米価の大暴落をかけて50万トンとも言われる、60万トンとも言われる余剰米と処分しようとして企てたのが今回の措置なんですよ。そうしますと、戸別補償の中でもって取り上げられている農業者ですね、これは戸別補償が受けられるということになるわけですが、その戸別補償の中に加われない農家がたくさんあるんですよ。これは戸別補償に加われない農業者の生産した米の値段を大暴落させて、そして、その分を今度戸別補償に加わっている農業者の米の上にそれを乗せたということなんですよ。これは、そいつは直結してみれば、決して政府は戸別補償をやったということにはつながらないんですよ。そして今、村長にはっきり、ここでもって聞きたいんですが、現在の農業経済の中で利益という、その配分はどのようになっていますか、村長教えてください。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 16番室井議員の質疑にお答えします。

お説は本当に壮大な中身ですね。日本の農業経済ということでございます。冒頭申されました需給による、これが一番、私もそう思っております。経済学は本当に自給バランスで成り立つ。需給の拮抗したところに価格が芽生えることとなります。今回、利子補給を上げましたものは、下落に対するつなぎ資金といいますか、そういったことで農協がいち早く打ち出して、それに県も制度を作ったということでもあります。なるべく移行に応えようという意味で上げたところでございます。ではということで、今、話が布衍されました。現下の富の配分という大きな話でございますね。農業だけに限ってということになりますと、国内の自給バランスが取れていれば、これはなんら問題ありません。しかしながら、かつて農業技術、あるいはほ場整備、土地改良法によって時代は大きく変遷いたしました。昔は白いご飯が食べたいということでしたが、既に今は余っております。余っているところをどうするか。結局これは、米消費拡大運動とか、あるいは余ったものを今輸出しようという動きもあります。中国とか台湾もあります。結局、この土地利用の問題で遊休地が出たり、あるいは多品目に行ったりということになりますので、かつては米ということを中心にほ場整備等をやってきましたが、今や土地は余っておりますので、そういった意味でいうと配分といいますか、価値を生み出す土地利用といったものも新たな米問題の価格ですね、下落から読み取れる一つの課題になってきたというふうに私は思っております。

○議長（高木信嘉君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 私が聞いていることは、歴代村長であった佐藤帰一という村長は、答弁できないような質疑はするなということ、よくこれ口癖に言っていたこと

なんです。だから、村長に対して今私が質疑していることは、村長が答弁できる質疑をやっているわけなんです。その中でもって今聞いていることは、今の農業経済の中で1円の借金したら1円を返せるという、その余裕があるんですかということのをこれ聞いているんですよ。今の米価算定方式の中で。これが当然いつも、この前も県の農業委員大会だったけかな、そこでしゃべくって来たけれども、バルクライン80%くらいのことに線を引いた生産費及び所得補償方式が取られているならば、そこに1円借金したら1円返せる、10万円借金したら10万円返せるという余裕が、そこに出てくるんですが、今の算定方式の中では1円だっただけ借金すれば返せる余裕がないと私は見ているわけなんです。村長はどのような、そのところの計算をなされているのか、これを聞いているんです。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 冒頭に、答え難いやつは質問するなということに尽きる部分もあるんですが、しかし、本当に今の問題は、統計上から言いましても面積によりまして、15ヘクタール以上は生産費1俵当たり6,500円だったり、あるいは0.5ヘクタール以下であれば1万5,000円になるとか、やっぱりいろいろあります。これは、機会と償却と、あるいはスケールメリットが働いたりしますので。

結局その部分で言いますと、どの部分に所得補償方式の値段ですね、それを設定するかという問題が、なかなか今言われたように合わない部分が出てきます。それは農家経営の個別の問題とも絡んできますので、そう言いますと、やっぱりあまり下落はしてもらっては本当に困るわけです。当初、この所得補償方式を導入する場合は、農家の選択を最初迫られました、去年。もちろん種籾を確保するという前段でその話が出てきましたので、いろいろ全国の放送、報道がなされました。一つの読み方は、やっぱり今、結果的に二つに分かれましたが、当初は大きく選択の要因をクローズアップして、どっちに行くべきかを相当悩んだことだと思います。ひとつ結果としまして、全国より福島県、あるいは当地方、西郷も所得補償方式に加わる部分少なくなったわけで、今お聞きのとおりでございます。結果として、その分減反をしなくて規模拡大した部分もございます。そういった部分のバランスとしてということになりますので、個々の問題として今大きく下落の問題が出てきましたが、やはり個別的にも需給バランスと価格、非常に難しい状況にあるというふうに思っているところでございます。

○議長（高木信嘉君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） これ以上詰めて質疑してもちょっと無理かなと、こう思うんですが、私が言いたいことは、ここに村長が今年の、昨年というか、今までは今年なんです。今年度穫れた米の値段の大暴落に対しての恐らく来年度の再生産ができるよということ、その貸出金というものが出たのではないかと思われるんですが、これは借った金は返さなくちゃならないんですよ。なんたって返さなくちゃならない。そこに返す余裕というものが、これは来年になっても再来年になっても、この制度が変わらない限りには返せないんですよ。返せないんだから、ここでもってこれだけの利子補給をするんだということのを村長が決定したとするならば、その前にやっぱり行

政指導として村長が農協を指導しなくちゃならなかったんですよ。それというものは、当然この利子補給の分を肥料金の補助にするとか農薬代の補助金にするとかして、今ここでもって1円だって借金すれば返せないんだから、借金はしなさんなよと。その代わり行政は肥料代、農薬代に補助をしてあげるんだよという、そういう指導を村長は出すべきだったんです。それを出さないから、村長はこの利子の補てん分をどのような形でもって行ったのかという、これを聞いたかったんです、どうですか。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 農業、農家経済の経営の集合体、それが法で認められている農業協同組合であります。かつてということで今その話が出ましたが、農協の中身につきましても親が組合長をやっているということで、議員さんとの話いっぱい私も聞いております。結局、経済の指導者は農家自身であります。しかしながら、情報、あるいは技術、あるいは共同購入、あるいはいろいろな対応の仕方については、組合という方式を取った方がいい。それがイスラエルのキブツから起こった農業協同組合のルーツであります。よって、これまできました。そして戦後、あるいは減反、いろいろな問題が出てこまできましたが、やっぱり世の中は申されましたとおり相当変化が激しくて、あるいは技術も相当上がってきました。よってということではありませんが、この対応の仕方も多分本当に変わってきたんだろうと思います。従来の昭和23年、組合法成立以降、これほど内容が変わってきているのではないと思います。かつて世界の農協から商社を相手に、そしてコングロマリットを相手にする農協になりましたが、今やおっしゃるとおりであります。経済が大きく外側、あるいは内側からも変わってきておまして、内包する問題は山ほどございます。よってではありませんが、それはもちろん第一当事者である者と組合、あるいは全農、全中、それと今の農林水産省の方向性が合致して事に当たるといえることになると思いますので、その方向が、より高度に、より詳しく、更に、みんなの意思に沿ったものでありますような協調していかなければならぬというふうに思っておりますので、更に研究をしながら、ご意向に沿った動きしていきたいというふうに思っております。

○議長（高木信嘉君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） これ以上ここで質疑をしても、これ以上のことは出てこないと思いますので、ここで質疑は終わりとしませんが、最後に、村長に対して要望です。

要望したいことは、これから環太平洋パートナーシップ協定交渉がだんだん、分かりやすくいえばだいぶ今度の一般質問でも出たようですが、TPPの問題ですが、これらもこれからやってくると、これは大変な問題になるんです。ですから、これらも村長、恐らく町村会あたりでも問題になると思います。それに対しては、やっぱり主張すべきところは、まず国の農業経済経営安定法の制定と、バルクライン100%とは申しませんが、80%くらいのところで生産費及び所得補償方式による農産物の価格決定というものでなければ、絶対に日本の農業者を救うことができませんからね。そういうところで、これから村長に絶えず主張してもらうことを要望いたしまして質疑を終わります。それに対して何かあったら村長しゃべってください。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） いろんな数字、今出ました。やっぱり自給率を上げて、そして今の当面する課題が解決できるうえでの国家でありますので、そういった観点から研究して、声を挙げるべきところは挙げてまいりますので、よろしく願いいたします。

（「議事進行」という声あり）

○議長（高木信嘉君） ほかに質疑ありませんか。

13番森健一君の質疑を許します。

○13番（森 健一君） 13番、議案第68号質疑いたします。

まず、予算説明書の45ページ、目の観光費の中の区分の委託料、それと備品購入費、これの内容をちょっと説明をお願いします。

○議長（高木信嘉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡辺文雄君） 13番森議員の質疑にお答えいたします。

観光費の13番委託料、指定管理料、家族旅行村58万1,000円、これについては、家族旅行村駐車場除雪費として除雪機の借り上げ1台分として58万1,000円計上しました。

観光費の18番備品購入費、一般備品デジタルテレビ73万5,000円、これは温泉健康センター大広間2台及び高齢者の思いやりの部屋1台のデジタルテレビの購入費であります。以上です。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君の再質疑を許します。

○13番（森 健一君） 再質疑いたします。

まず、委託料の除雪費なんですけど、これは購入するというか、私も質疑したんですけど、あそこでは2台は要らないんじゃないかということで質疑して、やっぱり2台ないとだめだということで、管理費なり維持費なりはその他にお金が出てくるのかということで、そのときの答弁の記憶なんですけど、一切指定管理というか、会社にお任せしますのでという答弁があった記憶があったものですから、この除雪費の58万1,000円の借上料というのは、その答弁とちょっと違った形に出てきちゃったのかなと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（高木信嘉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡辺文雄君） この家族旅行村の58万1,000円の除雪機借り上げ、これにつきましては、トイレ利用者及びデジタルサイネージの道路情報、これを冬でもだいぶお客さんとして見る人が多いものですから、この駐車場内の除雪機として1台を借り上げしまして、西郷観光としましては、人件費とか燃料費とか、そういうものについては一切指定管理者の方でみてもらうということで計上しました。以上です。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） 13番、そういうことであるならば、本来ならば、これは当然冬はくることが分かっているので、補正ではなくて当初予算でも計画的に計上する予算ではないのかなと思います。

次のデジタルテレビに関しても、合計3台ですか、これも突然必要なテレビだった

のか、そうでなくても徐々にそういうことの計画性がある、もうデジタル化も来年ということが決まっていたのであれば、これもやっぱり当初予算の計上すべき項目ではなかったのかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（高木信嘉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡辺文雄君） 委託料につきましては、平成21年の4月に指定管理者として3年間の協定を結んでいますので、その中に本来であれば入れてあれば一番良かったわけなんですけれども、そこへ入ってなかったものですから、こういうことになりました。

あとは、デジタルテレビにつきましては、当初予算で確かに議員さん言うとおりに当初予算に盛り込めば一番良かったわけなんですけれども、村の方でも指定管理者の西郷観光の自助努力を促すためにも、当初予算には計上しませんでした。それで、西郷観光との話し合いの中で、西郷観光で5台、個室とロビー、これについて5台を買うということで話が決まりましたので、急きょ村の方でも高齢者の思いやりの部屋と大広間の2台、これを急きょ計上しました。よろしくお願いします。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） 今、企業努力と、あと3年間の指定管理の中でそういう継続的なものがあったということで答弁なされたので、ここに一つのデータが今回載せられているわけですけど、温泉指定管理業務報告書というのが今回載せられているわけです。その中で、今年の22年度の予定目標、実績表というのがありまして、今のところ102%の予定金額が入ってくるわけです。ただ、その前のページを見ますと、22年度と21年度の一覧表が出ていまして、今のところ昨年度より100万円マイナス金額出ているわけです。ということは、2年前だったですかね、油が高騰しまして、あれも補正、12月か3月に油が大変高騰しましたので、その分だけ何百万という油代で補正で出た記憶があるんですよ。そのとき私も質問したんですけど、それを3年計画の下でやったはずだと。ところが緊急性があったので、それは計上しましたと。ただ、利益が出た場合には当然その分は指定管理者の方では指導しますよという答弁だった。今の話だと、3年間指定契約しているのということだったんですけど、こちらの表にも3年間ということであれば、これだけの収益が出ているわけです。その指導もできるはずなのに、困ったとき、都合のいいときだけは緊急性、なんかこういうときだけは3年間の指定管理で決まっているから、総合性がなんか合わないような気がするんですが、いかがですか。

○議長（高木信嘉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡辺文雄君） 3年間の中でというのは、平成21年度のときには18、19、20年度の決算状況によって指定管理の料金を算定しまして、その中で協定を結ぶものですから、その中で除雪費用というのを見込んでなかったものですから、それについてを必要だということで急きょ補正したものですから、これについてはご理解願いたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） 私が言ったのは、3年間のそういう決まり事があって、困ったとき、緊急性があったときは補正で出してくださいと。ただ、利益が出たときは、それのときには、また村の方へ協力しますという話だと私記憶しているんですけど、ところが利益出たときには何もなしで、こういうふうに、ちょっと困ったときには3年契約だから、それに基づいて村の方でいろいろ出しますよという話では、総合性が合わないのではないですかという質問なんですけど、いかがですか。

○議長（高木信嘉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡辺文雄君） この除雪費用については、村で駐車場についての除雪をしてくださいということでお願いしているものですから、あとは、その3年間の中で特別な事由ということで、前も燃料費の高騰とか、こういう除雪費用として指定管理料の中に見込んでなかったものですから、それらについては、やはり特別な事由ということで補正をしました。よろしくお願いします。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） 分かりました。多分、これ指定管理するときの規約の中に、そういうものが逆にいうと抜けていたのかなというふうに今の答弁だと感じるわけですけど、だから、村にとって指定管理した意味とか税金を使った意味とかがしっかりしてないと、利益が出たときにはそのまま、何か困ったことがあれば補正で出すという、この仕組みはやはり変えなくちゃならないのかなと思うんですけど、この次また指定管理切れたときには、そのことも十分考えて、また、このバランスを考えて指導すべきだと思うんですけど、いかがですか。

○議長（高木信嘉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡辺文雄君） 分かりました。

平成24年の3月に指定管理切れるわけなんですけれども、その辺は見直ししたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） 課長の方で、そういう答弁は苦しいと思ったんですけど、言っていただきましたので、村長もそのような方針でこれは実行してください。

あと、デジタルテレビに関しても、本来ならばやっぱりどう考えても当初予算なので、こういうことの場合は特例はないので、これは観光課だけじゃなくて皆さんに言っているのと同じですよ。最近、6月の補正でも特別会計から一般会計出たり、9月からも何か工事の関係上こうなったんで、すぐ一般会計から出る、そういう考え方はだめなので、しっかり当初予算は計上してください。そして、補正というのはどういうものなのか考えたうえで計上していただきたいと思います。分かりました。

次いきます。43ページ、目の農業振興費、これの19番の負担金補助金及び交付金、その先ほど一番下の利子に関しては同僚議員がお聞きしましたので、上の二つに関して内容をご説明、よろしくお願いします。

○議長（高木信嘉君） 農政課長。

○農政課長（金田勝義君） 13番森議員のご質疑にお答えをいたします。

まず、補正予算書43ページの農業振興費の節19、負担金補助及び交付金の補助金、産地生産強化総合支援整備事業補助金150万9,000円、それから経営体育成交付金事業交付金900万円、これの内容についてということなんでございますが、まず、産地生産力強化総合支援事業でございますが、これは県単事業の施設園芸用ハウス設置事業でございます。予算書に載っております県補助金のこれは歳入になりますが、歳入の方が106万円、これは事業費380万520円の30%、114万円が県の補助金であります。必要額である100万6,000円を今回補正するものでございます。事業内容でございますが、補正予算書43ページに書いてあることでございますが、事業主体は学校給食協力会という組織がございまして、これが事業主体となります。1棟162平米のハウスを6名で10基設置するものでございます。今申し上げましたのは、事業費380万520円のうち30%、114万円の県補助金、それから10%の村費38万円を合わせまして152万円を補助金として支出するものでございまして、今回必要額の150万9,000円を補正するものでございます。

次に、経営体育成交付金事業でございますが、これは酪農関係の機械購入の補助事業でございますが、歳入の方で予算書の32ページにございますが、県補助金の675万円、これは内容については、国庫補助金でございます。これは、事業費2,362万5,000円の30%、正確に申しますと事業主体が消費税の課税業者になっておりますので、消費税抜きで補助金は計算いたします。消費税抜きですと2,250万円の30%、675万円が県経由の国庫補助金でございますが、全額を今回補正計上いたしております。事業内容につきましては、1法人が酪農用機械のマニアスプレッター1台、TMRミキサー、これは完全混合飼料を攪拌するものでございまして、これが1台、それからホイルローダーを1台、それから1個人がホイルローダーを1台導入する事業でございますが、先ほども申しました消費税抜きの事業費の2,250万円の30%、675万円の国庫補助金と10%の225万円の村費を合わせて900万円を補助金として支出するため、今回補正するものでございます。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） 産地生産協力総合支援事業補助金、学校給食協力会で6名で10基ということだったんですけど、これは村と県の補助を出しているんで、例えば村の人はこれだけでも使用できるんですか、会員になれば。

○議長（高木信嘉君） 農政課長。

○農政課長（金田勝義君） お答えいたします。

事業主体が学校給食協力会ということでございますので、会員になればこの事業は導入できますが、ただ、今の段階では、今現在の学校給食会の会員の中で何人がハウスが必要だということになっておりますので、これから会員になって来年度もできるかということ、それはちょっと保障はできないと思います。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） こういう事業は、やっぱり今、村も大変農家の方は大変困っている方がいっぱいいるので、是非広めて、多くの方が参加して、農家の収入があるよ

うにという私は考えの下で、こういう補助金を有効に使っていただきたいなと思って、前向きの考えでいいなとは思っていたんですけど、ただ、今の話だと、やりたい、私も参加したいという人が限定されてしまうというのであれば、本来、農家の人を広め、頑張れという、その応援するための補助金とはちょっとどうなんだろうかなという疑問が湧いてしまうんですけど、その辺のはもっと幅を広くできる方法はないんですか。

○議長（高木信嘉君） 農政課長。

○農政課長（金田勝義君） お答えいたします。

今回のこの産地生産力強化総合支援事業が、たまたま学校給食協力が事業主体で要望があったということで上げましたが、特に、その学校給食協力でないとこの事業はできないということではございません。現に今年度も2名の方がこの事業を使って施設園芸用ハウスを導入いたしております。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） そういうことであれば、どんどん農家のために、皆さんのためにいろんな事業を拡大して行って、安定した農業になるように努めていただきたいと思います。

それでは、次の経営体育成資金、これは企業が一つと個人が1人という理解でよろしいんですか。というと2人、2組の団体が機械を購入するための補助金ということで、900万円ということではよろしいんですね。ということは、先ほど戸別出荷に380も西郷村ではあるということで、いろんな方が、もうたくさん農家やっている人がいるんですけど、もっとこれは幅広くいろんな方に広めて、こういう補助金があって、こういうことに使えますよというのをもっともって促すべきではないかと思うんですけど、二つだけではちょっと少ないような、今、大変困っている時期であると思うんですけど、いかがですか。

○議長（高木信嘉君） 農政課長。

○農政課長（金田勝義君） お答えいたします。

確かに森議員のおっしゃれるとおりで、この事業、今回補正したのは1法人、1個人でございますが、当初予算に載っている分で個人が2名おります。確かにもっと広報を広く、広報して、こういう事業があるというのを農家の皆様方にお伝えをして活用していただくというのが理想でございますので、今後そのように検討したいと思っております。

◎休議の宣告

○議長（高木信嘉君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時01分）

◎再開の宣告

○議長（高木信嘉君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（高木信嘉君） 休憩前に引き続き議案第68号に対する質疑を続行いたします。

13番森健一君の再質疑を許します。

○13番（森 健一君） 質疑を続けさせていただきます。

今般、一般質問が出ていまして、たくさんの方がT P Pのことが出て、農業政策に関して皆さん本当に心配しているところを私も痛感していたところです。そこで課長に聞きますけれども、この補正に関して、あれほど一般質問の中で農業関係に関心があったわけなんですけど、米価とか農作物、畑その他家畜いろいろな農業やっている方々の支援、緊急性、それがこの補正だと思うんですけど、この3項目で今の西郷の農家は大丈夫でしょうか。

○議長（高木信嘉君） 農政課長。

○農政課長（金田勝義君） 森議員のご質疑にお答えいたします。

今回の12月の補正予算の内容で大丈夫かというご質問でしょうか。今回の補正予算の内容からしますと、T P Pに関連する予算としましては、先ほど室井議員にお答えしました米価下落に伴う利子補給事業、その他の事業についても若干関連はありますが、これで完全であるとは思ってはおりません。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） 完全じゃないということであれば、何が今緊急性で何が必要なのか、ちゃんとデータを出して、同僚議員の中にも質問があったように、具体的に稲作が買えないんだとか、そういう話も出たわけですよ。私のところにも正直いって、田んぼを売りたいんだと、だれか買う人がいたら見つけてほしいとか切実な話をしている。肥料も買えないんだと、来年はもうやれないんだという声を私は聞いているものですから。また今回の一般質問の中で、皆さんそういう声がたくさんありました。そういう中で今必要なのは、緊急性の補正で出さなかったら、いつこれ農家を救えるんですか。その中で、今課長は足りない部分もあるんでないかと。それは、どうするんですか。いつ出すんですか、そういう足りない部分、緊急性のある部分。

○議長（高木信嘉君） 農政課長。

○農政課長（金田勝義君） お答えいたします。

緊急性のあるものについて、いつ補正を出すのかというご質問でございしますが、当初予算の中で、いわゆる転作関係の奨励の助成金を組んでおりまして、今現在、実績が出ておりますので、その実績を若干ご説明申し上げます。一つは、転作物奨励助成、これが実績で135万8,000円（不規則発言あり）どういう施策ということですよ。（不規則発言あり）今回の補正では、先ほど申し上げましたとおり、JA白河の融資制度の利子補給の補助金と、それから、予算には出ておりませんが、県の方で農家経営安定資金という制度資金の無利子の融資も実施しております。

◎休議の宣告

○議長（高木信嘉君） 暫時休議します。

（午前11時27分）

◎再開の宣告

○議長（高木信嘉君） 再開いたします。

（午前11時31分）

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） 質疑いたします。

ということで、この二つ、大きく分けて三つあるわけですけど、これで農家の方が村でやっていて良かったというようなことの対策をするべきではないかと、この補正予算には項目があるかなと私は思ったものですから、それで課長が、ほかにも本当はもっとあると、いろいろ困っていることがあるという答弁があったものですから、それに引き続いてこういう補正に、そういうものは出すべきではないかということで、ちょっと質疑をしたわけですけど、それはなかなか担当課では答えが難しいということであれば、最後に村長にちょっとまとめて聞きたいと思いますので、村長、その答弁をお願いします。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 13番森議員の質疑にお答えします。

議案として提出されたもののほかにも、いろいろ手を打つところ、あることはいっぱいあると思います。結局、それをどういう形で、いつということになりまして、いろんなご提言ありました。これまで、種籾の問題、あるいは下落分をどうするか、それも比較考慮いたしてみますと、いろいろ理由といたしますか、部分的といたしますか、全体ではない部分もありましたので、いろいろ今回3,000円近くの下落というのは大きな意味を含んでいると。昨日一般質問でも申し上げました。いろんなことが絡んでおりますので、それに対する対応、今回の補正予算も一つ、それからTPPに対する新たなテーマが出てきます。それについての絡みもございましょう。いろいろあると思いますので、お話の件、よく受け止めて、更に調査といたしますか、あるいは手を組む、あるいは県、国、県に対する要望、いろんなことを考えて、その中で、また補正できるものについては計上させていただきたい、そのように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） 例えば今回、本当に補正を見て目を通したときに、ちょっとどうかなと思ったのがありました。先ほど私、観光課のデジタルテレビを質疑したわけですけど、これは本当に補正で緊急性があったのかなと、すごい疑問を思いました。今回は、この農政の方を見てみたら、本当に困っている農家の人、緊急性があるものが、これで対応できるんだろうかと疑問があったものですから、それを併せて補正というものはどういうものなのか、しっかり村長の方で考えて数字を出していただきたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 補正予算の出し方については、「予算の見方作り方」という本が自治省から出ております。その中に、補正予算のやり方いろいろ書いてあります。結局、1年12か月予算になりますので、これまで予算については予算決算に関する政令、予決令があって、結局12か月を外国は9月から取ったり7月から取ったり、日本はイギリスと同じく4月からです。そういうことでやった場合に、定例議会という

のは4回、春夏秋冬に合わせているということもあります。当初に1年間の予算がもくろめば、これは補正予算要りません。ただ、今は15か月予算とか、なかなか1年では解決し得ない問題、その中に長期継続や債務負担、あるいは継続費、年度を越えたことがございます。そういったことと、タイムリーに今回みたいに、今議員おっしゃられたことも一つの要因です。もう一つは、予算ということで今回追加要望しているのも時期途中ですが、来年度を見て今年という採択もあったり、さまざまな要因がありますので、その時々において最小限の当初から考えから相当隔たることのないように、状況を見ながら上げていくということにしますが、この集約は今言われたとおりであります。緊急性と、それからタイムリーなものについては上げるべきだということになりますので、よく、その部分はおっしゃるとおりでありますので、対応していきたいと思えます。

○13番（森 健一君） 13番、終わります。

○議長（高木信嘉君） ほかに質疑ありませんか。

15番大石雪雄君の質疑を許します。

○15番（大石雪雄君） 15番、議案68号について質疑いたします。

1点のみなんですが、37ページの款項目節で、目が交通安全対策費で15の工事請負費で670万円なのがしの街路灯設置工事費ということで計上されております。この件について大変大したもんだなど、補正で交通安全対策を考えてきているんだなということで大変喜んで理解しております。先般、このような街路灯設置について、別な案件で私も、これよりは街路灯が必要じゃないかということで言った節もあるんですが、この予算で大体どのぐらいの街路灯が設置されるのか、第1点目としてお聞きしたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（森下富夫君） 15番大石議員の質疑にお答えいたします。

この予算で、どのぐらいの工事ができるかというふうなご質疑です。ほぼ12か所の防犯灯の設置工事が行うことができます。まず、はじめに、上野原のソキア前、稗返、まきば保育園前、谷地中から米に抜ける農協ガソリンスタンド前、新田橋、間ノ原のボックスカルバート、岩下のボックスカルバート、川谷小中学校前、長久保信越工場予定地から鶴生の集落内、国道289号沿線、家畜改良センターです。2年かけまして防犯灯の台帳を整備いたしました。その台帳に基づいて、どこが暗いかというふうなことが現在では大体分かっております。それで、その台帳に基づいて必要のある場所を割り出しまして、差し当たってこの箇所をしたいという場所が何か所かあります。また、行政区長さんから要望があった場所、更にはPTAの連絡協議会からの要望があった場所、これを順番を付けまして、今回の予算に上げさせていただきました。灯数は大体90灯になります。それで、これらはすべて今年度から、蛍光灯でやっておりましたが、今年度からはすべてLED化して進める予定です。ちなみに、県内でLED化は多分西郷村が一番進んでいるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君の再質疑を許します。

○15番（大石雪雄君） 更に質疑を続けます。

課長は、いろいろな村にとっての難問であったものを次々と解決してきた名課長だということで、更に力添えをお願いしたいなど、そのように思っております。そういう課長の中で、もうちょっと私なりに考える街路灯設置について、もうちょっとお話ししたいなど、そのように思っております。今、答弁いただいた中で、40灯ですか、90灯、要望あったものに対しての90灯ということで、ちまたの方々も区長さんも、さぞかし期待を胸に待っているかなと思うわけであります。それで、私がこの場所に立っている間、長い年月が過ぎている中で少し歴史をお話ししたいんですが、学校周辺が10年くらい前は街路灯が無料化で、一般は有料化でしたね。学校周辺がなぜ無料かということ、通学路を最重点に街路灯設置に対しては考えていたのかなど、そのように思うわけですね。そういう中で、PTAの方からの要望である街路灯も付けていくんだということなんですが、今時点でそのPTAの要望にいく、その街路灯の数は、おおよそどのぐらいの街路灯で予定しているのかお願いしたいなど、そのように思います。

○議長（高木信嘉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（森下富夫君） 15番大石議員の質疑にお答えいたします。

場所の箇所数は、まだきちんとは割り出しておりません。ただ、現在の街路灯の設置数は1,400か所、今年100か所が増えますので、1,500か所になります。去年と今年のLEDの設置個数が大体200になりますので、大体1割以上は超えてきます。それで、現況ですね、水銀灯の街路灯もあります。その電気代がかなりの額にのぼるんです。それをLEDに替えれば、大体同じ電気代で3倍の個数は一応確保できるんじゃないかなと思うんです。先ほど言いましたけど、ゼンリンの電子データの地図に一応街路灯すべて入っております。それに基づいて、役場の側としてどのぐらい必要なかというのを割り出すとともに、学校等と協議をいたしまして、また行政区等と協議をいたしまして、一応これから年次計画を立てていきたいなというふうに考えております。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 更に質疑を続けます。

まだ付ける箇所は完全に把握していないということで理解いたしました。先般、今年でしたか、南中に学校教育課の前課長さんと職員2人と、大変忙しい中で一緒に夜視察に行った経緯があります。南中は8か所あたりから、もうちょっと狂ったかもしれませんが、7～8か所あたりから生徒が来ているということで、大変こう、それこそなんだこれというぐらいの電気が付いています。その電気は、しからばどうしているといえば、南中の上に太陽光発電が上がっているということでもあります。更に、その予算をどこで付けたかということ、建設課で付けたということで、一步進んでいるなど、先進地だなというふうにも考えておりますが、ですから私は、学校教育課で予算を要望して、そして、できるだけ子どもらが通学するところだけでも明るくしてい

ただけいかなというこで、学校教育課に協力を依頼しながら見てきたという経緯があります。中学校三つの小学校五つあるというこで、一つずつ付けても、もう八つは付いちゃうという段階にきていると思うんですね。そういう中で、なぜ、そんなに心配するかといいますと、やはりこのようにちまたが不況になりますと、暇な人が多いし、そういう不可解な人はいないとしても、やはり幼児、小学、中学生あたりでいろんな事件に巻き込まれたら大変じゃないかという観点と、新白河駅があつてインターチェンジがあるこの村が、もうちょっと明るい方がいいのかなと、そのように思う中で、これだけの予算で十分なのかどうか再度お願いしたいなと、そのように思います。

○議長（高木信嘉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（森下富夫君） 予算的には十分だとは思っておりません。ただ、今年、当初予算、9月補正、今回の補正と足してみますと1,700万円を超える予算を防犯灯に費やしているわけです。多分、人口の比率だとか面積比率でいっても、西郷村のある意味ではメインの事業に今なってきたんじゃないかなと思うんです。西郷村としましては、防犯灯の整備とともに地域安全の活動が盛んですので、そういうふうな犯罪が起きない努力は今回からもずっと続けていきたいと思ひます。また、LEDのランプは安心安全の村づくりの一つの柱でもあります。環境対策、二酸化炭素の削減対策でもあるんですね。そのような意味でも、今年から蛍光灯ランプは一切使わないようにしました。LED化をこれからも推進していきたいなというふうにご考へております。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 既に今回で1,500灯が設置されるというこで、やはり西郷村は先進地なのかなという、誇りに思える面もあります。というのは、表郷、東村、あの辺を通ったときに、大信村を通ったときに、確かに街路灯らしい街路灯が少ないという意味からいうと、大変自助努力しているなと、そのようにも思っております。先ほど質疑の中で、なんで電気料が地域で設置はするけど、電気代を払わなくてもいいとなったのは、私の憶測だとJRAからの寄附金、環境整備費が恐らくそれで前村長が電気料無料化したのかなと、学校周辺以外は無料化したのかなと、そのような観点でおります。それについては憶測ですので答弁は要りません。

それで、私は、これも大事なんです。1点のみ関連でお話ししたい。というのは、目で交通安全対策費というこで、交通安全が出ている中で区画整理をしたダイエーパチンコ屋から南側の住宅街のところ幅員が同じ道路で、止まれの標識が1本もないんですね。どっちが優先するか分からないという状態なんですね。もちろん、その中には街路灯もありませんけれども、そのような交通安全対策というこで、どうしても村はハード面に対しては努力できると思うんですが、別な意味でのハード面になるかもしれませんが、そういうふうな場所も是非とも村ではできないものに対しては力添えをしたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高木信嘉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（森下富夫君） 交通標識につきましては、行政区であるとか、学校であるとかから希望が上がってまいります。それを取りまとめまして、公安の方に一応申請しまして、交通安全関係の委員の皆さんと一緒に歩いて、そこに必要かどうかと一応確認しまして公安の方に申請します。公安の方で、ここは必要であるとか、ここは例えば施設を造ると危険であるとか、そういうふうな判断の下に決定されるわけです。村としましては、希望に十分添えるように、これからも公安の方に要求していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 更に質疑を続けますが、事故って、例えば事故ですね。暗がりですとパッとライトが目に入るとか、人的なものもありますが、地的というか場所的なものがあるの事故もあると思うんですね。それで、同じ幅の道路ですと交通法からいってもどっちが優先になるか、ちょっと判断に困るんですね。ですから、なぜ、あそここの場所だけではないと思うんですが、全然そういうふうな交通安全に対する、どっちかという村としては、もうソフト面になっちゃうしかないと思うんですが、そういう方にも目を配っていただければいいなど、そのように思います。というのは、地域から上がればいいんですが、場所によってはその地域に、そういう役職に就いている方がいない場合もあるんで、できれば人の命を最重点に考える場合には、是非とも課の方も、私から質疑したから見てこいではなくて、見てもらえれば一番いいんですが、努力していただけるようお願いして私の質疑を終わります。

○議長（高木信嘉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（森下富夫君） それじゃ、お答えいたします。

確かに、いろんな方から要求がありますが、その要求に基づいて仕事もいたしますが、担当課として常々いろんなところに気配りをしながら、施設の整備であるとか、いろんな施策をこれからも考えて実行していきたいと思っております。

○議長（高木信嘉君） ほかに質疑ありませんか。

12番上田秀人君の質疑を許します。

○12番（上田秀人君） 12番、議案第68号について質疑をしたいと思います。

補正予算書の41ページですか、議決権というのは、この補正予算書にある款と項までというふうに理解をして質疑をしたいと思いますけれども、質疑に入るにあたって、内容が若干触れないと分からないと思っておりますので、目の2で予防費とあります。この内容についてまずお示しをしていただきたいと思いますなと思っております。詳細についてお示しをいただきたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） 上田議員の質疑にお答えいたします。

新型インフルエンザの予防接種の委託料ですが、これは生活保護及び非課税の者も含めまして、その部分の接種費用を計上したものでございます。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君の再質疑を許します。

○12番（上田秀人君） この予防費の内容、詳細についてご説明いただきたいというこ

とで申し上げたはずなんですけれども、ただいまの答弁では、生活保護世帯と非課税世帯ということだったんですけれども、対象人数とか、あとは費用区分、この予算書を見ていますと、国県支出金とかございます。あと、一般財源の方からも出ます。これは個人の受益者負担というのではないのか、その辺まで詳細説明いただければと思います。

○議長（高木信嘉君） 健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） 41ページの予防費、この中身ということで、これは予防接種費用の総括的な名称でございます。この中には村の行っております各種予防接種の予算等を計上しておりますが、今回の補正につきましては、先ほど申しましたような形で計上しております。実施人数等については、ちょっと今、手元には資料ございません。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 人数等は手元にないということなんですけれども、対象年齢というのはありますか。何歳以上とかというのはあるんですか、その辺をお示してください。

○議長（高木信嘉君） 健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） 今現在、予防接種、インフルエンザに関しましては、65歳以上の高齢者を対象にしております。昨年のような形での接種では行っておりません。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 先ほどの説明で非課税世帯、あとは生活保護世帯ということでお話ありました。間違いありませんよね。それで、これは国県支出金も含まれていますよね、この予算の中に。この非課税世帯の中で若干今引っかけた部分があるんですけれども、いわゆる太陽の国の入所をされている方、この方に対しては、いわゆる非課税世帯の方が多いのかなと思うんですけれども、この分に関して私は前からこの場で申し上げているように、国、県が負担をすべきだというお話をしています。この部分、国、県と交渉されましたか。

○議長（高木信嘉君） 健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） 従来は、この施設等におきましての予防接種に関しましては村は関与しておりませんでした。今回の予防接種からは、その施設等の予防接種に関しましては、その施設のある市町村が接種を行うという形になったものですから、今回計上しております。

◎休議の宣告

○議長（高木信嘉君） これより午後1時まで休憩いたします。

（正 午）

◎再開の宣告

○議長（高木信嘉君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（高木信嘉君） 休憩前に引き続き、議案第68号に対する質疑を続行いたします。
健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） 先ほど上田議員のご質疑に答えた中で、一部修正がございますので、お話しさせていただきます。

太陽の国の入所者と答弁いたしました。今回の補正は太陽の国の入所者を含む生活保護及び非課税世帯についての補正でありまして、その生活保護及び非課税世帯の中には乳児から前年で最初に接種する費用が計上されておりますので、ご説明いたしました。

なお、先ほどの質問の中で、国への働きかけにつきましては、新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金交付要綱に基づきまして、今ほど説明いたしました低所得者等生活保護及び非課税世帯のものです。この人たちに対しての補助金は交付されることとなったために今回補正に計上したものでございます。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいまの答弁を伺いまして、太陽の国に入所されている方も含むということで理解をるところなんですけれども、その含まれる太陽の国の方たちです。この方たちは多くの方が私は非課税世帯だというふうに理解しています。私は、度々この場で申し上げてきた経緯がありますけれども、いわゆる住所地特例が働いている方です。この人たちの分をいわゆる国県が負担をする。残った分は一般財源で負担をして出すという部分も含まれます。これ個人負担もあるのか、ちょっと先ほど答弁抜けていますけれども、そうしますと、太陽の国そのものがいつもこの場で申し上げているように、政治的につくられた施設です。その人たちの分をきちんと村は国、県と交渉すべきだというふうに思っているんです。そのことを確認したいんですけれども、太陽の国に入所されている方の分に関して、国、県で責任を持つべきだというお話をされましたか、もう一度伺います。

○議長（高木信嘉君） 健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） お答えいたします。

施設入所者の住所を持っている方につきましては、当然西郷村民ですから、従来どおり行っておりました。他の住所地につきましては、施設の方で自己負担を取って別個に今までは実施していたようでございます。今回、生保、非課税世帯対象ということで、太陽の国の施設入所者おおむね700名ぐらいいるわけですが、この人たちについて住所、西郷村でやるということで、これに関して国が4分の3、村が4分の1ですか、補助という形で接種したんですが、これはあくまでも先ほど言いましたように、臨時補助金交付要綱に基づいて行っておりますので、あえて西郷村から国、県等に要望してはおりません。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私の先の質疑でちょっと間違いございました。非課税世帯は自己負担ないわけです。そうしますと、もう一度最初から伺います。国、県の負担がある、村の一般財源から負担がされる、この負担割合、国が何分の一とあってあ

りましたよね。あと県が何分の一とか、あと村が何分の一か、そこをもう一度説明してもらっていいですか、そこから。

○議長（高木信嘉君） 健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） お答えいたします。

生保、非課税世帯は補助対象ですが、国が2分の1、県が4分の1、ですから当然4分の3が国県の分ですね。そして、村が4分の1という形になっております。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいまの説明で、国が2分の1と、県が4分の1と、村が4分の1と、その4分の1の部分なんです、一番言いたいところは。いわゆる太陽の国に入所されている方は、政治的に入所したわけですね。その方たちというのは、今、住所地特例が働いているわけですね。その分を私は以前から介護保険とか国保の問題で言っているように、国や県が負担すべきだと言っているつもりなんですよね。そのことをきちんとこの件に関しても村は県と国と交渉されましたか、もう一度そのことを伺います。

○議長（高木信嘉君） 健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） お答えいたします。

住所地特例の中で、この予防接種に関しての協議というのは行っておりません。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 何と言えればいいんですかね。交渉したのかしてないかなんですよ。要するに、どこに立って仕事をするかですよ。言っている意味分かりますか。課長はどこの職員ですか、西郷村の職員でしょう。村の職員だったら村民の立場に立って交渉すべきですよ。そういうことを言いたいんです。村長が答弁されるみたいなので、そのことをお答えください。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ちょっと行き違いあったみたいですが、議員おっしゃるとおりです。この問題は、ずうっとテーマとして、制度は国保は変遷しているんですが、介護関係とか、こういった派生する問題まで同じ扱いを受けています。制度が整備されなければお金でという、今まで二つの手でやってきました。この問題は去年からこういう制度というふうに今聞きまして、この分の4分の1は当然、今ご指摘のような対応をしなければ不公平になってしまいますので、遅ればせながらこの次においては交渉といいますか、話をしなければならぬ案件であるというふうに思っております。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今の答弁で、交渉していないということが十分に分かりました。今後交渉していくと。今後はいいですね。じゃ、この予算に上げてきた該当される方、そして、村のお金を使うことにあたって、そのことに関しては、じゃ、どのような責任をお取りになられますか。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 4分の1の扱いの住所地特例と同じことになりますので、これま

でも数字の突合ですね、これと、それから制度でカバーできない場合はお金と言いますか、金で調整をするという二つの手で交渉してきましたので、その中に入れて交渉したいというふうに思っております。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 現時点で今補正予算が上がってきているわけですね。この中で今、判断をしなければならない。そうすると今後お話し合いをする、そういう答弁になってしまうのかなとは思いますが、この問題は、恐らく私の先輩議員でもある相馬千代吉議員が、昭和47年から48年程度ころに、ここで取り上げていると思うんですよ。その後はずうっと間が空いて、私が介護保険始まってから思い出したようにまた取り上げて、ここで4～5回取り上げてきているわけですね。その都度、こういう問題を見つけたときに交渉すべきなんです。交渉を今回されていなかった。されないままに今回予算を計上して執行しようとする。そのことに関して私は今いろいろ言っているわけですね。このことがその太陽の国の部分が解決されれば、この予算で対象をもっと広げられたんじゃないですか、そのことに関してはどういうふうにお考えになりますか。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 広げられたかどうかについては、当然検討いたしました。二つ、今の問題があります。太陽の国ができた経緯と、それからそれに関わる住所地特例の問題はおっしゃるとおりです。不公平にならないようにやってきた。それも法律上で整備された、平成7年、その後の問題があったりして、今度は介護保険の問題が出ましたですね。同じことを考えています。県等とどういうふうにご話してきたか、介護については住所地特例は介護保険局長とも話をいたしました。それから県も通じて派生する問題があります。住所地特例に関連する福祉関係の施設がいっぱいありますので、殊それに該当するものについては、逐一今までやってきております。この問題の去年からといいますか、今年からですかね、変わったについては、ちょっと言われたとおり、4分の1についての話が抜けているというようなご指摘のとおりでありますので、この部分についてはほかのこともありますので、それを加えて、そして本当は完全に法律上というか、そういったことでできればいいんですが、なかなかそういうふうにはできない部分もあるということをご話の中に出てきましたので、これはお金で今度は調節できるかという次の手になるわけでありまして。両方、今話を詰めているところでございます。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 質疑が逸脱するのは分かるんですけど、答弁が逸脱しているように私は思うんです。今の答弁は、一般質問に対する答弁のような形になってますよね。私が言いたいのは、今この予防費で予算が上がっているのは、村の方から一般財源として128万8,000円上がっていますよね。この中にはいわゆる非課税世帯という中で太陽の国の方は含まれていますよね。この分を県や国が責任を持って出していただければ、村はこの128万8,000円の中で更に対象者を広げること

ができるんじゃないんですかと私は申し上げた。そのことに対して、これは欠落したんでしょと私は申し上げているんです。それに対して村長は、どのようにお考えになりますか。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご指摘のとおりであります。では、横にそれを振れば対象を広げると同じお金であれば。私は、そのことをひとつ4分の1については今回のことは含めて交渉することにしますが、では、それを入れた場合に対象を広げるかというお話出ましたですね。対象はもちろん、次にどういうふうに対処するか、今考えています。問題は、病原菌の伝播といいますかね、広がり度合いです。ずうっとこれは毎年6月からお知らせがあって、パンデミックになるかどうかとか、爆発的な感染の基になるかどうかとした場合は、本当に臨時議会、あるいは専決、いろんなことを対応しながら、いつもこれは考えています。医師会ともそういったことがあれば、相談に乗ってもらいたい。一つ今回は、本当に非課税世帯と生保というふうになりましたが、これは大体通常、いつもこれは措置しているところでございます。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） どうもかみ合わないような気がしてしょうがないんです。これ最後にしたいと思うんですけれども、私はこの予算書から見て、村長の村政執行の軸足は村民に置いてないというふうに私、理解します。きつい言い方をしますけれども。絶えずもう昭和47～48年から、この住所地特例の問題が出てきている。若干、途中空白の期間があった。介護保険が始まった平成12年ですか、その何年か後には私、この場で住所地特例の話をしてきた。太陽の国問題というのは、ここであからさまにしてきている。これはもう全村民が十分に分かっているように私は理解しています。そういった中で、そういう問題を抱えながらも、こういうことがきちんと対応されてない、そういう予算を組む、そのことに対して私は軸足を置いてないというふうに思います。そのことに関して村長はどのようにお考えになるのか、最後に伺って終わりたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 軸足置いてないようなお話しされないように努力をしなければならんと思っていますので、よく分かっているつもりです。県ともこの問題は本当に新しい、例えば施設出てきますね。これから高齢者が増えていきますし、そういうことが増えなければだめだということで造っていきます。そのときに今の問題で憲法25条の住所地住民基本台帳法、あの問題とこの問題が本当にぶつかってきます。その問題が非常に介護保険局長も仙台で話したときに逃げましたね、私が聞いたときは。例えば入院1年、あるいは刑務所1年いた場合は、住民基本台帳法には住所地をそこに置かなければならない、ねばならないです。そういうことが、今の保険料を徴収する、あるいは同じところに住むということと二地域居住とか、いろんな問題これから出てきます。そういったことを整備するのに、本当に事細かな法の整備、あるいは法でできない場合は今まで言ってきたとおり、金額によって調整といったことが同時に行わ

れなければ満足できません。そのことはずうっとやってきています。なかなか目にとまれないのは申し訳ないところですが、なお、言っている趣旨と私は同じことを考えているつもりでございますので、努力いたしますので、ひとつよろしく願います。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 本当はやめるつもりだったんですけれども、今の答弁聞いていると、一生懸命今までやってきましたという説明なのかなと思いますよ。やってきてあるのであれば、この予算書に反映されるんじゃないですか、もう少し。なぜ、こんなにしつこくやるのか。村長も十分にご存じだと思いますけれども、議案からちょっと逸脱しますけれども、お許しいただきたいと思います。国保が今、広域化されようとしている。介護保険も今、改定される。大きな問題を抱えてきている。そういった問題で、西郷村が抱えているこの大きな問題を、いかに解決するかなんですよ。私、決して太陽の国の人を責めるつもりないです。政治的に、あそこに動かされた人たちなんです。今、一昨日の村長の一般質問の答弁の中で言いましたように、コロニー型から今、地元に戻すと、そうなったとき、今度は逆作用で住所地特例が働くわけですよ。ですから、こういう問題を見逃ごすことなく、きちんと国、県と交渉すべきだと私は申し上げているんです。その形が見えないんです。そういうことに関しては、村長、どのようにお考えになりますか。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 国保一元化、一元化というより各県とか、もう少し大きなブロックでやった方が安定的に、例えばパンデミックの対応とか、あるいは年度別の山と谷の修正が、より簡単にできるのではないかということもあります。

もう一つは、住所地特例が例えば同じところでやれば解消する可能性がある、そういったこともあります。前段としては、やっぱり各個別の問題が整理されなければうまくいかない、これも論理であります。一つは、各市町村が、やっぱり特徴ありますですね。前に話ありました。村長ありきの、あの前の昭和30年代の本当に乳幼児の死亡率に本当に意を尽くした人、そういったことからずうっと考えますと、健康の保持と、それから対応が市町村個別でやるのか広域でやるのかについては、議論はいっぱい出るところであります。よって、この問題がお互いに両者の案は、メリット、デメリットいっぱいあります。そういうところを調整しながら、一番良いところにたどり着くといった議論に交ざっていきたいというふうに思っております。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） どこまでいっても、これ平行線だと思います。今、村長の答弁の中で、沢内村の深澤晟雄元村長の話が出ましたけれども、私、あの深澤晟雄さんを見習ってほしいと思って最後にしたいと思います。深澤晟雄さんは当時の厚生省ですか、そこに行って必ずけんかして帰ってくるそうです。ですから、村長は行くなど、助役が行くと、そのぐらい村民のために、なるために厚生省でけんかをしてきたと、そのぐらいの村長なんですよ。村長も見習っていただきたいと思って私の質疑を終わります。

- 議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 6月議会の時に、深澤村長さんの話が出まして、私も本買って読みました。本当に一生懸命であります。本当にけんか村長と言われたというふうを書いてあります。職員とも相当けんかしたらしい。あるいはということで、目標は、あのときの保険行政に対する一石を投げようという一つの意思があったということが結論であります。先輩の良いところは本当に真似して、見習って努力していきたいと思っております。
- 議長（高木信嘉君） ほかに質疑ありませんか。
- 11番矢吹利夫君の質疑を許します。
- 11番（矢吹利夫君） 11番、議案第68号について質疑いたします。
- 43ページをお開き願います。節区分の15、工事請負費について説明願います。
- 節15の工事請負費、小規模道水路整備工事費について。
- 議長（高木信嘉君） 農政課長。
- 農政課長（金田勝義君） 矢吹議員のご質疑にお答えいたします。
- 第6款農業水産業費、第1項農業費の目5の農地費の工事請負費でございますが、内容につきましては、小規模道水路整備工事費でございます、150万円、それから防衛施設周辺調整交付金事業費、これは中島地区の排水路整備工事でございます。これが200万円、合わせて350万円を今回補正したいということでございます。
- 議長（高木信嘉君） 11番矢吹利夫君の再質疑を許します。
- 11番（矢吹利夫君） 中島の方は分かるんですけども、小規模水路整備工事費の内容なんですけれども、どこをやるのか説明願います。
- 議長（高木信嘉君） 農政課長。
- 農政課長（金田勝義君） お答えいたします。
- 小規模道水路工事費の内容でございますが、場所は間ノ原地内の道路横断暗渠工事でございます。間ノ原のコミュニティセンター前の村道を横断している横断暗渠があるんですが、これが道路を横断してから右左に分水するんですけども、その分水が今のところうまくいってないということで、これの横断暗渠の既設のものを撤去して、新規に横断暗渠を布設する、そういう工事でございます。
- 議長（高木信嘉君） 11番矢吹利夫君。
- 11番（矢吹利夫君） 金額的には問題ないんですけども、私の方は。水路整備で以前、先日も課長の方に伺っていろいろと今までの経緯を聞いたんですけど、今現在、水路整備をしておりますね。その中で中断している箇所が何か所かありますけれど、今回その中にも入ってなくて、中島は分かりますけれども、あと間ノ原ということで、そのほかの箇所はどのような方向で行うのか、今ちょうど農家もお休みのところで、今やらないと来年また水が入って整備も不可能になると思うんですけど、そこら辺を優先順位とか考えて進まないのか、そこら辺を具体的に説明願います。
- 議長（高木信嘉君） 農政課長。
- 農政課長（金田勝義君） お答えいたします。

小規模道水路工事につきましては、当然のことながら地区数がいっぱいございますので、農政課の方で優先順位を付けまして、予算要求をいたしまして、財政のヒヤリング、それから村長のヒヤリングを経まして、いわゆる全体の延長が長くて数年にかかる事業につきましては、継続事業で毎年やっておるところでございます。

○議長（高木信嘉君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） この件の予算ですので、あまり私も一般質問みたくしたくありませんので、了解いたしました。なお、その優先順位もありますけれど、今後のやつを課長なり村長の方に強く頭に入れて、今現在に中断している箇所もありますので、それがやはりいろいろと問題になっておりますので、了解しました。

○議長（高木信嘉君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第68号「平成22年度西郷村一般会計補正予算（第3号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高木信嘉君） 挙手全員であります。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎議案第69号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第3、議案第69号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第69号「平成22年度西郷村墓地特別会計補正予算（第1号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高木信嘉君） 挙手全員であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎議案第70号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第4、議案第70号に対する質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

- 議長(高木信嘉君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。
討論を行います。

(「なし」という声あり)

- 議長(高木信嘉君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第70号「平成22年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」、
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議長(高木信嘉君) 挙手全員であります。
よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議案第71号に対する質疑、討論、採決

- 議長(高木信嘉君) 続いて、日程第5, 議案第71号に対する質疑を許します。
(「質疑なし」という声あり)

- 議長(高木信嘉君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。
討論を行います。

(「なし」という声あり)

- 議長(高木信嘉君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第71号「平成22年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」、
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議長(高木信嘉君) 挙手全員であります。
よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議案第72号に対する質疑、討論、採決

- 議長(高木信嘉君) 続いて、日程第6, 議案第72号に対する質疑を許します。
(「質疑なし」という声あり)

- 議長(高木信嘉君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。
討論を行います。

(「なし」という声あり)

- 議長(高木信嘉君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第72号「平成22年度西郷村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」、
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議長(高木信嘉君) 挙手全員であります。

よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎議案第73号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第7，議案第73号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第73号「平成22年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高木信嘉君） 挙手全員であります。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎議案第74号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第8，議案第74号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第74号「平成22年度西郷村介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）」、
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高木信嘉君） 挙手全員であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎議案第75号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第9，議案第75号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第75号「平成22年度西郷村水道事業会計補正予算（第1号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高木信嘉君） 挙手全員であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎議案第76号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第10、議案第76号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第76号「平成22年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第2号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高木信嘉君） 挙手全員であります。

よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎議案第77号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君） 続いて、追加日程第1、議案第77号に対する質疑を許します。

12番上田秀人君の質疑を許します。

○12番（上田秀人君） 議案第77号、安全・安心な学校づくり交付金事業平成22・23年度債務負担行為西郷第一中学校屋内運動場改築工事（建築本体）請負契約について、質疑をしたいと思います。

契約の方法なんですけれども、指名競争とあります。これなぜ指名競争入札を行ったのか、まず伺いたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 建設課長。

○建設課長（高橋廣志君） 12番上田議員の質疑にお答えいたします。

なぜ指名競争入札を行ったかということでもありますけれども、地元、地産地消を念頭におきまして指名競争入札としております。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君の再質疑を許します。

○12番（上田秀人君） ただいま担当課長の方から答弁いただいたんですけれども、地元、地産地消というお考えなんですけれども、私もこの考えに関しては大いに賛成をしております。ただ、地元と、その地産地消のとらえ方の部分なんですけれども、今回の入札結果表が資料の方に添付されております。相手方数とか入札等の条件の中に、相手方数ということで、7社ほどの会社名があがっております。村内の業

者の方が1社なのかな、2社なのかな、これ村内の業者の中でこの工事を請け負えるだけの力がなかったんですかね、ほかにももっと業者さんいなかったんですか。

○議長（高木信嘉君） 建設課長。

○建設課長（高橋廣志君） 今回の指名競争に際しましては、まず、指名基準としまして、有資格者名簿に登録されている業者ということで、指名参加願いの出ている業者から選んでおります。次に経営状況、工事成績、地域的条件、手持ち工事の状況、当該工事の技術的適正、これらを頭におきまして、まず西郷村、白河、西白河管内として選定し、更には特定建設業の許可があるかどうかということが一つの大きな問題でありまして、特定建設業というのは、元請けとして請け負った一つの工事のうち、下請けに出す外注費の合計金額が建築の場合4,500万以上となる場合には、特定建設業の許可が必要ということを入れておきました。次に完成工事高ということで、過去2年間の建築工事の実績があるかどうかを勘案しました。更に管理技術者、建設業法の規定により外注4,500万円以上となる工事を出す場合にいるかどうかということの有無を確認しました。更に実質対応可能人数、現在受注した場合に請け負った場合に第一中学校の建築の掌握が可能かどうかということを入れてみました。更に経営的事項審査による総合評定値ということで確認をしたところ、西郷村では、これらに該当するのが1社であったということでもあります。以上です。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいまいろんな説明をいただいて、法に照らし合わせて手続きを取って間違いないと。照らしたうえで村内の業者は1社さんしかなかったという答弁だというふうに理解をするんですけども、考え方によって、いわゆるもうちょっと別の考え方もあったんじゃないかなと。これは入札の指名になってくるので、村長か副村長になってくるのかと思うんですけども、いわゆる村の業者さんの中で、もう一度そのJVの組み合わせとか、いろいろ検討して工事を発注すべきだったんじゃないかなと、契約を出すべきではなかったんじゃないかなと思うんですけど、その辺は、いかがお考えになりますか。

○議長（高木信嘉君） 建設課長。

○建設課長（高橋廣志君） ただいまJVについての検討をしたのかということでもありますけれども、JVについても検討しました。先ほども申しあげましたように、管理技術者がいないということとか、実績がないということで、残念ながら1社に絞らせていただいたという経緯があります。

○議長（高木信嘉君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 77 号「安全・安心な学校づくり交付金事業平成 22・23 年度債務負担行為西郷第一中学校屋内運動場改築工事（建築本体）請負契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高木信嘉君） 挙手全員であります。

よって、議案第 77 号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎議案第 78 号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君） 続いて、追加日程第 2，議案第 78 号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 78 号「平成 22 年度西郷村一般会計補正予算（第 4 号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高木信嘉君） 挙手全員であります。

よって、議案第 78 号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎諮問第 3 号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君） 続いて、追加日程第 3，諮問第 3 号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

諮問第 3 号「人権擁護委員候補者の推薦について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高木信嘉君） 挙手全員であります。

よって、諮問第 3 号は、原案のとおり決定しました。

◇ ◇ ◇

◎請願・陳情に対する委員長報告（7 件）

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第 11，請願・陳情に対する常任委員長の審査報告を求めます。

陳情第3号並びに請願第11号に対する産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、13番森健一君。

- 産業建設常任委員長（森 健一君） 13番、産業建設常任委員長、審議報告いたします。

産業建設常任委員会は、付託されました継続審議、陳情書1件、請願1件につきまして、12月3日、午前10時45分より第2会議室におきまして全員出席の下、委員会を開催しました。

慎重審議の結果、まず継続審議となっておりました陳情第3号「羽太グリーンタウン造成工事に伴う残土処理出土処分に対する原状回復工事の陳情書」は、引き続き継続と決しました。

また、請願11号「TPPの参加に対する請願」につきましては、採択すべきものと決しましたので、ここに報告いたします。

- 議長（高木信嘉君） 続いて、請願第8号より請願第10号並びに陳情第4号、陳情第5号に対する文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、仁平喜代治君。

- 文教厚生常任委員長（仁平喜代治君） 6番、文教厚生常任委員長、審査報告をいたします。

文教厚生常任委員会に付託されました請願3件、陳情2件につきましては、12月3日、午前11時35分より第2会議室におきまして、委員5名の出席により委員会を開催いたしました。

慎重審議の結果、請願第8号「高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書の採択を求める請願書」、請願第9号「後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める請願書」、これにつきましては不採択とすべきもの、そして、請願第10号「最低保障年金制度の制定を求める意見書の採択を求める請願書」につきましては、採択すべきものと決しました。

また、陳情第4号「患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書採択に関する陳情書」につきましては、不採択とすべきもの。

陳情第5号「肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する陳情書」、これにつきましては採択すべきものと、それぞれ決しましたので、以上ここに報告いたします。

- 議長（高木信嘉君） 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を許します。

15番大石雪雄君、質疑を許します。

- 15番（大石雪雄君） 15番、委員長の報告に対して質疑をしたいと思います。

産業建設常任委員長で、請願第11号、TPPの参加に反対する請願ということで採択すべきものと判断されたと報告ありましたが、この件についてですが、内容を見ますと、農業に対するものの、農業者に対する関係のTPPに対する反対と、そのように請願も見れるし、意見書に対しても農業者が重点としての意見書というふうに判断されるところにあると私は理解しております。そういう中で、請願項目が1が環太

平洋戦略的経済連携協定、TPPに参加しないことというふうな請願項目になっております。これを見ますと、我が当村を見ましても、輸出産業もあるでしょうし、もちろん農家の方々はこの請願のとおりであろうし、勤め人の方々も大変多いという中で、議会からの意見書として出す項目として、私はこの項目では理解できないと思うんですが、どうなんでしょうか。そして、このような項目で反対する意見書として出す場合、一般質問で伺うと、村長自身もこの民報社からのやつでは判断で反対の意向を示していない中で、一方的に議会がすべての面の反対という意見書を出すのには、いささか問題があるのではないかなと私は思っております。そういう中で委員長は、村長が新聞紙上で、この件に対して反対を示さなかったという質問が多かったんですが、産業建設常任委員会では村長を同席しながら、この件について意見の交換をしたのかどうか、第1点目としてお伺いしたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 13番、産業建設常任委員長、森健一君。

○産業建設常任委員長（森 健一君） 13番、大石議員の質疑に関してお答えします。

この委員会では、委員全員の出席の下、議長の下で行いましたので、村長の出席はこの日はなかったです。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 議席は同じ一つ飛びの議席に座っていて、向かい合ってなんかこう質疑をするのもなんだかと思いますが、意見書というのは議会が議長名で下に書いてあるように大々的なところに流れていくわけですよ。というのは、前般、暫定税率の反対の意見書を出しましたね。そうしたら、その後、擲目線で橋の予算をもらいたいということで、総務委員会が先頭になって働きかけた。ところが橋一つにしても暫定税率から橋の予算にいくのに、議会が反対しているのに反対の暫定、石油に対する暫定税率反対しているのに、橋を架けていただきたいというのは何事だということのある一議員の方にある党から強い意見が出ているんですね。ですから私は、こういうふうな国の施策については、極力意見書というのは委員会を尊重しなくてはなりません。村の首長である村長の意見も大いに重視しないと、一方的な形で出すのはどうかと思うんですが、再度その辺のことなんですが、委員長を先頭に切った産業建設常任委員会では、どのような話題の中で進められたのか、守秘義務もあるでしょうから、話せる範囲内でお伺いしたいなと、そのように思います。

○議長（高木信嘉君） 産業建設常任委員会、森健一君。

○産業建設常任委員長（森 健一君） 産業建設委員長ですけど、今の大石さんのお答えします。

この審議会の中でもいろんな、もちろん意見が出されました。その中で最終的には今のTPPの中身はよく分からないと、かといって農家自身も自分でいろいろ独立とか、生産、切磋琢磨して、これを機会に世界に勝てる農家をつくるべく、そういう意見も出ました。そういう中で現状はよく分からないと、分からないところで今すぐ始まったのでは農家の人は大変な思いをするということで、もう一度国の政策、もちろん村長の話も聞いて、もっと固まった時点で、その時点では我々も集まって賛成

反対決めたいと。現時点ではこの内容では、このままでやっぱり通す、すぐ入れたのではまずいではないかという話になりました。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） なんか、しつこく委員長にお伺い立てて申し訳ありません。私の知り合いの中にタイで仕事をしている人がおります。スクラップ関係です。タイはもう既に関税は無税、関税はかかっておりません。それで、白河の業者なんです、もちろん商社がらみで下館からも行っているし、宇都宮からも行っていると。関税がかからないということで、日本の企業が山折り行っているそうなんです。ずいぶんの業者が行っているそうですね。すごい景気だそうですね。というのは、これは農家の人を対象にしている意見書ですね。企業が例えば今度はTPPに賛成する意見書を出してくださいと来た場合には、恐らく委員長も納得すると思いますよ。もう世界に、世界というか、太平洋を囲む国々が全部関税を無税にしちゃった場合には、日本は今度企業が空洞化しますからね。タイに行ったり、それこそベトナムに行ったりしちゃうという中で安易に、私が思うのには、項目を書いて出せないですかということなんです。この1の環太平洋戦略的経済連携協定、TPPに参加しないことじゃなくて、これをもう少し角度を変えた言葉で意見書として出せないですかと。もちろん、意見書の内容は大変農家の人も大変だと思います。そういう中で農家の人に対する言葉が大部分なんです。ところが、出先は、もう経済産業大臣まで行っているんですね。まで、この意見書を出したいと。もちろん、その上の方もです。でしたら、農家の人なんですから、農林水産大臣あてにだけ出す方向だって一つあると思うんですね。だから委員長、この辺のことを、どうですかね。

○議長（高木信嘉君） 産業建設常任委員長、森健一君。

○産業建設常任委員長（森 健一君） これ内容をいろいろ皆さん、うちの方で委員会でも検討していただきまして、いろんな意見が出ました。ただ、この請願を出された内容に関して、この内容の文章を変えようとか、それをどうしようとかいうまでは討論はしませんでした。ただ、現状としまして、いろんなやはり産業もあるし、ここにすべてという項目もあるので、その辺も人の交流もあつたりもするので、それが果たしてどこら辺までが現実どうなっているのか、正直いってすべてのデータ揃ってないので、そういうことも加味して、もし次出てきたらば、そういう状況も分かったならば、そのときはまた逆の結果が出るかもしれません。現状では、皆さんの意見はこういうことなので、何の手当てもなしに、即にやったら農家に本当に大打撃受けるという結論で、現状の、今の時点ではこういうことにすべきだということに委員会の中で一致しました。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） このTPPについては、新聞紙上でしか私は把握しておりません。ただ、メディアでは、各外国の地域のその輸出に関係する会社に対してのメディアは、ずいぶん流れております。もちろん国会でも判断には困っていると思います。そういう中で、国会でさえ長い時期かけて判断に困っている中で、短時間で反対の意

見書が請願採択に属するものとかいう時点じゃなくて、もっと時間をかけてやっていただきたかったなど、そのように申し上げて私から委員長に対する質疑は終わりたいと思います。

◎休議の宣告

○議長（高木信嘉君） 暫時休議いたします。

（午後 1 時 5 5 分）

◎再開の宣告

○議長（高木信嘉君） 再開いたします。

（午後 2 時 0 5 分）

◎休憩の宣告

○議長（高木信嘉君） これより、午後 2 時 3 0 分まで休憩いたします。

（午後 2 時 0 5 分）

◎再開の宣告

○議長（高木信嘉君） 再開いたします。

（午後 2 時 3 0 分）

○議長（高木信嘉君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をします。

まず、継続審査にかかる陳情第 3 号を採決します。

陳情第 3 号に対する委員長の報告は継続審査であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高木信嘉君） 挙手全員であります。

よって、陳情第 3 号は、継続審査と決定しました。

◇

◇

◇

○議長（高木信嘉君） 続いて、請願第 1 0 号、請願第 1 1 号並びに陳情第 5 号までの 3 件を一括採決いたします。

3 件に対する委員長の報告は、いずれも採択すべきものであります。委員長報告のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（高木信嘉君） 挙手多数であります。

よって、3 件は、いずれも採択と決定しました。

◇

◇

◇

◎休議の宣告

○議長（高木信嘉君） 暫時休議します。

（午後 2 時 3 2 分）

◎再開の宣告

○議長（高木信嘉君） 再開いたします。

（午後 2 時 3 5 分）

○議長（高木信嘉君） 続いて、請願第 8 号、請願第 9 号並びに陳情第 4 号までの 3 件を一括採決いたします。

3 件に対する委員長の報告は、すべて不採択とすべきものであります。したがって、原案に対して採決します。本請願は、採択することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手少数）

○議長（高木信嘉君） 挙手少数であります。

よって、本請願は、委員長の報告のとおり不採択と決定いたしました。

◇

◇

◇

◎発議第 1 0 号に対する質疑、討論、採決

◎発議第 1 1 号に対する質疑、討論、採決

◎発議第 1 2 号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第 1 2，発議第 1 0 号より日程第 1 4，発議第 1 2 号までの 3 件を一括して議題とします。

皆さんにおはかりします。

発議第 1 0 号より発議第 1 2 号は、ただいま採択されました請願並びに陳情に伴う意見書提出の議案でありますので、議案の朗読、提案理由の主旨説明を省略し、一括して議題とし、更に質疑、討論につきましても省略して採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 異議なしと認めます。

よって、これより採決を行います。

発議第 1 0 号から発議第 1 2 号までの 3 件を一括して採決いたします。

3 件に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（高木信嘉君） 挙手多数であります。

よって、3 件は、いずれも原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎各常任委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第 1 5 から日程第 1 8 までの各常任委員会の閉会中の所管事務及び所掌事務調査の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、各委員長から会議規則第 7 5 条の規定により、所管事務及び所掌事務調査について閉会中の継続審査の申し出がございました。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(高木信嘉君) 挙手全員であります。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◎例月出納検査結果報告

○議長(高木信嘉君) 続いて、日程第19、例月出納検査の結果報告を求めます。

監査委員、徳田進君。

○監査委員(徳田進君) 8番、例月出納検査の結果報告を申し上げます。

平成22年8月期から平成22年10月期までの3か月分につきましては、皆さんのお手元に配付したとおりであります。

以上、例月出納検査結果の報告を終わります。

○議長(高木信嘉君) 報告が終わりました。

◇ ◇ ◇

◎動議の提出

(「議事進行」という声あり)

○議長(高木信嘉君) 16番室井清男君、発言を許します。

○16番(室井清男君) 動議として、皆さんにご提案申し上げたいことは、今回いわきの議員さんが飲酒運転により事故を起こして議員を辞職いたしました。それに対して、白河市議会などでは、これを議案として取り上げ、飲酒運転追放の議決がなされたという結果も聞いております。それで、緊急動議として、ここに提案いたしますことは、あと何時間もない、数時間の後に酒を飲むということになりますので、ここに緊急動議として提案するものでありまして、年始年末の飲酒運転は絶対に追放するというを議案として提案したいと思っておりますので、よろしくお取り計らいのほどを願います。以上でございます。

◇ ◇ ◇

◎休議の宣告

○議長(高木信嘉君) 暫時休議いたします。

(午後2時40分)

◎再開の宣告

○議長(高木信嘉君) 再開いたします。

(午後2時46分)

◎追加日程の議決

○議長(高木信嘉君) ただいま室井清男君から、年末年始の飲酒運転は絶対禁止する動議が提出されました。

この動議に賛成議員の挙手を求めます。

(挙手)

○議長（高木信嘉君） この動議は、1人以上の賛成者がありましたので、成立いたしました。

年末年始の飲酒運転は絶対に禁止するの動議を日程に追加し、日程第19の次に追加日程第4として議題とすることについて採決します。

この採決は挙手により行います。この動議を日程に追加し、日程第19の次に追加日程第4として議題とすることに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（高木信嘉君） 挙手多数であります。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに可決されました。

◇ ◇ ◇

◎年末年始の飲酒運転は絶対に禁止するの動議

○議長（高木信嘉君） 追加日程第4，年末年始の飲酒運転は絶対に禁止するの動議を議題にします。

年末年始の飲酒運転は絶対に禁止するの動議に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

年末年始の飲酒運転は絶対に禁止する、本動議に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高木信嘉君） 挙手全員であります。

よって、動議は可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（高木信嘉君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

◇ ◇ ◇

◎議長あいさつ

○議長（高木信嘉君） 閉会に先立ち、議長より一言申し上げます。

平成22年も残りわずかとなりました。私も平成19年の議長就任以来、議員の皆さんには今日まで終始慎重なるご審議と議会運営に特段のご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

佐藤村長も3期目に入りました。地方財政が一段と厳しさを増す中、行政の課題は山積みしております。今後とも議員とともに、これまで以上に身を引き締めて健全な財政運営に努め、住民の福祉向上に努めていただきたいと思います。また、今まで各議員より出されました案件を十分検討し、現実に向けて努めていただきたいと思います。

これから寒さも一段と厳しさを増してまいります。議員の皆さん、そして職員の皆さんは健康に十分ご留意されまして、よい年を迎えられますようご祈念申し上げます。



◎閉会の宣告

○議長（高木信嘉君） 以上をもちまして平成22年第4回西郷村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後2時49分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成22年12月10日

西郷村議会 議長 高木信嘉

署名議員 金田裕二

署名議員 仁平喜代治